

令和元年度 第1回

香美市障害者虐待防止等連携協議会

日時 : 令和2年2月18日(火) 15:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室2

日 程

1 福祉事務所長あいさつ

2 自己紹介

3 役員を選任

4 会長挨拶

5 議題

(1) 障害者虐待通告・認定状況について

(2) 香美市高齢者及び障害者虐待防止等連携協議会（仮称）への移行について

6 その他

7 副会長あいさつ

香美市障害者虐待防止等連携協議会委員

《委員一覧》

番号	機関名等	新(H31.4.1～)		旧(～H31.3.31)	
		委員職名	委員氏名	委員職名	委員氏名
1	高知地方方法務局香美支局	支局長	岡田 貢	支局長	岡田 貢
2	高知県中央東福祉保健所	所長	武田 良二	所長	田上 豊資
3	高知県南国警察署	生活安全課長	杉本 秀和	生活安全課長	杉本 秀和
4	高知公共職業安定所香美出張所	所長	氏原 博之	所長	町田 由季
5	香美市消防署	消防署長	宮地 義之	消防署長	宮地 義之
6	香美市福祉事務所	所長	中山 泰仁	所長	佐竹 教人
7	香美市健康介護支援課	課長	宗石 こずゑ	課長	宗石 こずゑ
8	同仁病院	院長	山下 元司	院長	安岡 照道
9	かがみの育成園	支援部長	中山 智博	支援部長	田中 正哉
10	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎	会長	弘末 俊郎
11	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中 博通	会長	山中 博通
12	香美市知的障害者相談員		秋友 英稔		秋友 英稔
13	司法書士		宮下 陽介		宮下 陽介

役員を選任

職名	氏名
会長	
副会長	

議題1 障害者虐待通告・認定状況について

資料1 障害者虐待通告・認定状況を参照のこと。

議題2 香美市高齢者及び障害者虐待防止等連携協議会（仮称）への移行について

(1) 趣旨

平成23年6月24日の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立を受け、法施行日である平成24年10月1日に本協議会の設置根拠である「香美市障害者虐待防止対策事業実施要綱」が制定、施行されました。

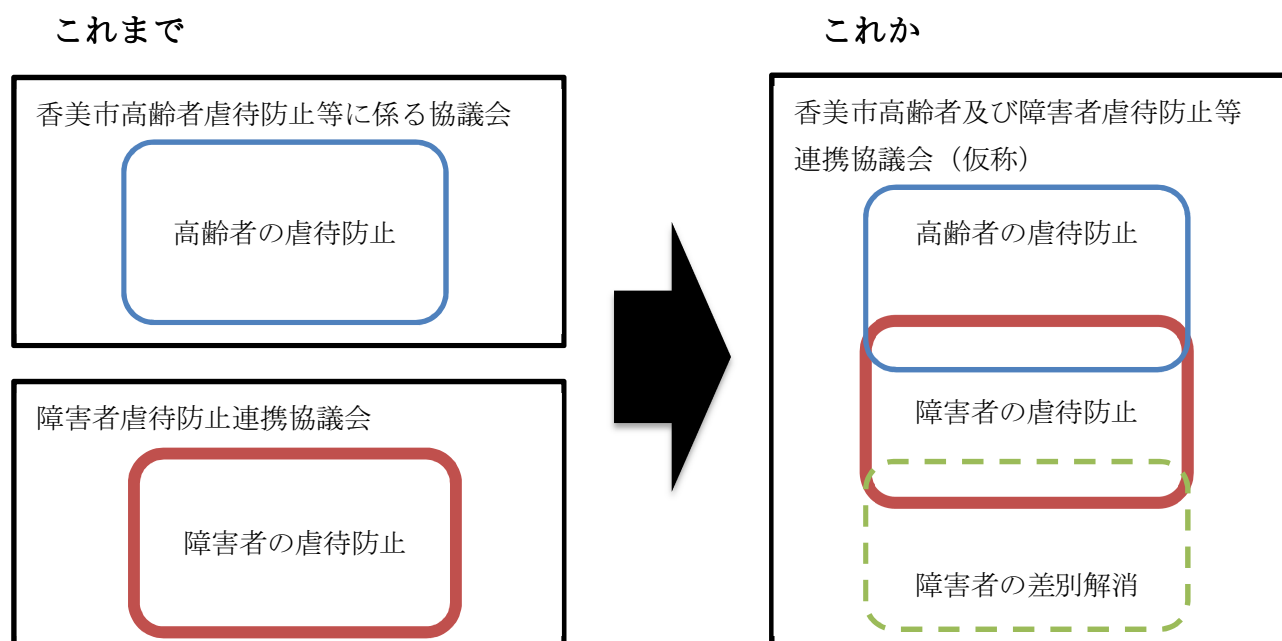
そして、福祉事務所に香美市障害者虐待防止センターが設置され、平成29年度より年1回のペースで本協議会が開催されてきました。

これまで本協議会を運営してきましたが、下記(2)に示すような理由から本協議会を解散させ、新たに香美市高齢者及び障害者虐待防止等連携協議会（仮称）を設置し、障害者虐待防止等に取り組んでいくこととしたい。

(2) 提案理由

- ア 高齢者及び障害者の虐待防止への取り組みは、多くの部分で重複している。
- イ 制度上は、高齢者と障害者で区分されているが、実際に支援していく高齢者又は障害者とその関係する養護者は、高齢者、障害者の双方が含まれていることがある。
- ウ 本協議会与香美市高齢者虐待防止等に係る協議会の委員の多くが重複している。
- エ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成26年6月26日に制定され（施行日は、平成28年4月1日）、同法第17条に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が求められている。
- オ 障害者虐待防止と障害者差別解消に向けての対策、通報への対応事務は一体として実施した方が、効果的且つ効率的である。

図1 イメージ図



(3) 要綱素案

別添資料1のとおり。

(4) スケジュール案

令和2年7月	新要綱の制定（施行は、令和2年9月1日）
令和2年8月	新委員就任にむけて、委員候補者の承諾依頼
令和2年8月末	本協議会解散と委員の解任
令和2年9月1日	新委員委嘱
令和2年9月	第1回香美市高齢者及び障害者虐待防止等連携協議会（仮称）開催

参考

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

○香美市障害者虐待防止対策事業実施要綱

平成24年10月1日

告示第141号

改正 平成25年3月27日告示第50号 平成28年3月31日告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に規定される障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を行うために実施する香美市障害者虐待防止対策事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の定めるところによる。

(事業主体)

第3条 本事業の実施主体は、香美市とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 障害者虐待防止の体制整備

- ア 障害者虐待に関する対応窓口の設置、相談又は通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認
- イ 緊急一時保護に係る緊急一時保護の実施（居室の確保を含む。）
- ウ 立入調査の実施及び立入調査の際の関係機関への援助要請
- エ 障害者や養護者に対する援助・支援方針の決定及び援助・支援の実施並びに援助・支援方針の再評価
- オ 虐待を受けた知的障害者、精神障害者に対する成年後見制度の利用支援及び成年後見制度の開始に関する審判の請求
- カ 事案に応じた専門機関との連携・協力体制の整備

(2) 障害者虐待防止ネットワークの構築

保健、医療、福祉を専門とする有識者、警察、弁護士、関係団体及び地域関係組織の代表者等からなる「障害者虐待防止連携協議会」の設置

(3) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会

障害者虐待の防止や早期発見、障害者及び養護者に対する支援に必要と認められる研修会の開催

(4) 障害者虐待に関する知識・理解の普及啓発

障害者虐待に関する知識を深めるための、市民等を対象とした研修会等の開催

(5) その他障害者虐待に関する事業であって、市長が適当と認めるもの

(障害者虐待防止センターの設置及び名称)

第5条 市長は、障害者の虐待を防止し、あわせて障害者を養護する者に対する支援などを実施するため、障害者虐待防止センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称は、「香美市障害者虐待防止センター」とする。

(センターの所掌業務)

第6条 センターは、次に掲げる業務を所掌する。

(1) 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理

(2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言

(3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発

(4) その他、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関して市長が必要と認める業務

(センター業務の委託)

第7条 市長は、前条に規定するセンターの業務を社会福祉法人等に委託することができる。

2 社会福祉法人等に委託する場合は、市長は、詳細について別に定める。

(通報又は届出時の対応)

第8条 障害者虐待防止法第7条第1項、第9条第1項、第16条第1項及び第2項、第22条第1項及び第2項による通報又は届出があったときは、市長は、これを速やかに受理し、相談・通報・届出受付票（別記様式）へ記録するとともに、対応の緊急度を判定するものとする。

2 対応の緊急度は、別表第1に掲げる者で構成する判定チームにおいて判定する。

(緊急一時保護)

第9条 障害者虐待防止法第9条第1項による通報又は届出があった場合で、前条の規定により緊急性が認められたときは、市長は、速やかに緊急一時保護を実施する。

2 緊急一時保護の実施に当たっては、当該障害者の障害福祉サービスの受給状況にかかわらず、障害者虐待防止法第9条第2項による措置を適用する。

(緊急一時保護の居室確保)

第10条 市長は、前条の緊急一時保護を円滑に実施するため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等との協働により、居室を確保するための措置を講ずる。

(障害者虐待防止など連携協議会)

第11条 市長は、地域における障害者虐待の防止、障害者を養護する者に対する支援などを協議す

るため、障害者虐待防止等連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

（連携協議会の所掌事項）

第12条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 障害者の虐待防止に係る具体的な施策の検討
- (2) 養護者に対する支援施策の検討
- (3) 本事業の評価・見直し
- (4) 市民への広報・普及活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者虐待防止等に関すること。

（連携協議会の組織）

第13条 連携協議会は、別表第2に掲げる機関及び団体等から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命するもの（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 連携協議会に会長及び副会長各1名を置く。
- 3 会長は、構成員の互選により定め、副会長は、構成員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（連携協議会の会議）

第14条 連携協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、説明や意見を聴くことができる。

（福祉施設等への周知・啓発）

第15条 市長は、連携協議会や自立支援協議会などと協力し、市内の障害児者福祉施設、福祉サービス提供事業所等に対し、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止に係る啓発を行う。

（使用者への周知・啓発）

第16条 市長は、連携協議会や自立支援協議会などと協力し、市内の企業、事業所等に対し、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止に係る啓発を行う。

（学校、医療機関、保育所などへの周知・啓発）

第17条 市長は、連携協議会や自立支援協議会などと協力し、市内の学校、医療機関、保育所、幼稚園等に対し、障害者虐待防止法の周知及び障害者の虐待防止に係る啓発を行う。

- 2 市長は、教育委員会や病院事業管理者などと協力し、市内の公立学校、医療機関、保育所、幼稚園等に対し、職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置について公表を求めるものとする。

（秘密保持義務）

第18条 本事業に関係する者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業報告)

第19条 本事業について、その庶務を担当する者は、年度終了後速やかに連携協議会の会長に事業実績を報告しなければならない。

(庶務)

第20条 本事業の庶務は、香美市福祉事務所において処理する。

2 第7条の規定により社会福祉法人等が第6条に規定するセンターの業務を受託した場合は、当該業務の庶務は、受託法人等において処理する。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日告示第50号) 抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第63号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

香美市福祉事務所長
香美市福祉事務所社会福祉班長
香美市福祉事務所社会福祉係長
香美市福祉事務所社会福祉班員

別表第2 (第13条関係)

高知地方法務局香美支局
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
高知公共職業安定所香美出張所
香美市消防署
香美市福祉事務所
香美市健康介護支援課
香美郡医師会
福祉施設

香美市社会福祉協議会

民生児童委員協議会

身体及び知的障害者相談員

その他市長が指定するもの
